

第476回（定例）福崎町議会会議録

平成29年12月8日（金）

午前9時30分 開 会

1. 平成29年12月8日、第476回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	松岡秀人	8番	山口純
2番	柴田幹夫	9番	牛尾雅一
3番	三輪一朝	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	小林博
5番	前川裕量	12番	石野光市
6番	河嶋重一郎	13番	城谷英之
7番	木村いづみ	14番	高井國年

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 8号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第2号））
- 第 6 議案第67号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について
- 第 7 議案第68号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第69号 中播農業共済事務組合規約の一部変更について
- 第 9 議案第70号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第71号 福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第72号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

- 第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 7 4 号 福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 7 5 号 福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 6 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 7 議案第 7 8 号 平成 2 9 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 8 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 9 議案第 8 0 号 平成 2 9 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 8 1 号 平成 2 9 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 8 2 号 平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 2 請願第 4 号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 8 号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）
- 第 5 議案第 6 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 9 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号））
- 第 6 議案第 6 7 号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について
- 第 7 議案第 6 8 号 教育委員会委員の任命について
- 第 8 議案第 6 9 号 中播農業共済事務組合規約の一部変更について
- 第 9 議案第 7 0 号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 7 1 号 福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 7 2 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 7 4 号 福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 7 5 号 福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度福崎町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 第 1 6 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 7 議案第 7 8 号 平成 2 9 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

- 第 1 8 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 9 議案第 8 0 号 平成 2 9 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 8 1 号 平成 2 9 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 1 議案第 8 2 号 平成 2 9 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 2 請願第 4 号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書

## 1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。

議員の皆様におかれましては、早朝からご参集いただき、まことにありがとうございます。

第 4 7 6 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

師走を迎え、今年もいよいよ残すところ 1 カ月足らずとなり、何かと気ぜわしさを感じますとともに、日ごとに寒さが厳しさを増す季節となってまいりました。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 8 号、議案第 6 6 号から議案第 8 2 号までの 1 8 件、請願書 1 件の合計 1 9 件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。

よって、第 4 7 6 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、事務局及び総務課から写真撮影の申し出がありますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第 4 7 6 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名いたします。

4 番、北山孝彦議員  
1 3 番、城谷英之議員  
以上の両議員をお願いいたします。

### 日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る 1 2 月 1 日、議会運営委員会において検討をお願いし、既に皆さんのお手

元にお配りしております日程表案のとおり、本日から12月22日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月22日までの15日間といたします。

### 日程第3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。  
9月22日の第475回定例会閉会后、本日までの議会活動報告について、事務局に報告させます。  
事務局 議会活動報告をいたします。  
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。  
10月11日、鳥取県大山町議会を議会広報常任委員及び議長が行政視察いたしました。  
10月16日、播磨町中央公民館において、兵庫県町議会議長会議員研究会が開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。  
10月27日、市川町保健福祉センターにおいて、神崎郡議長会議員研究会が開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。  
10月29日、中小企業大学関西校隣接グラウンドにおいて、福崎町総合防災訓練が開催され、議長ほか各議員が出席いたしました。  
11月6日、神戸メリケンパークオリエンタルホテルにおいて、市町正副議長研修会が開催され、議長及び副議長が出席いたしました。  
11月7日及び8日、民生まちづくり常任委員及び議長が熊本県山鹿市及び菊池環境保全組合を行政視察いたしました。  
11月20日、東京国際フォーラムにおいて、地方自治法施行70周年記念式典が開催され、議長が出席いたしました。  
11月21日、衆議院議員会館、参議院議員会館において、議長が地元選出等の国会議員に対し、JR福崎駅周辺整備の推進等について要望してまいりました。  
11月22日、NHKホールにおいて、第61回町村議会議長全国大会が開催され、議長が出席いたしました。  
11月29日、総務文教常任委員会が兵庫県立南但馬自然学校及び兵庫県立但馬やまびこの郷を行政視察いたしました。  
その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。  
以上です。

議長 以上で、議会活動報告を終わります。  
また、定期監査報告書、例月出納検査報告書及び陳情書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

続いて、町長からの申し出により行政報告を行います。

副町長 各課からの行政報告をさせていただきます。  
総務課です。平成29年度職員採用試験の第2次試験を11月13日に実施しました。一般行政職は7名が受験し、合格2名、補欠合格3名、不合格2名で、保育教諭は、5名が受験し、合格1名、補欠合格2名、不合格2名となりました。  
嘱託・臨時職員の募集については、町広報誌、区長文書回覧などでお知らせしますが、採用募集受付を12月21日から12月28日まで行います。なお、試験日は1月12日です。

選挙人名簿登録者数は、12月1日の基準日現在、男子7,565人、女子8,219人、計1万5,784人となっています。前回の9月基準日より35人の減となっています。

企画財政課です。平成30年度予算編成については、11月10日に予算編成指示会議を開催しました。

町長から、町財政をみると非常に厳しい状況であるが、国・県の予算編成の動向を注視し、JR福崎駅周辺整備など、第5次総合計画の実現のため、職員がコスト意識や経営感覚を持ちつつ、創意と工夫により住民サービス向上に向け予算組みするよう指示がありました。

税務課です。国民健康保険税の滞納者で短期保険証の発行となる方を対象に11月7日から13日にかけて、土曜日を含めて6日間、納税相談を実施しました。対象者は222名で期間中40名の窓口相談がありました。今後も随時納税相談に応じていきます。

年末に向けて、町税の滞納者を対象に県税事務所と合同で一斉催告を行います。これに対して何の反応も示されない方に対して夜間電話催告を実施し、それでもなお連絡の取れなかった方などを対象に夜間臨戸徴収を実施し、滞納額の減少に努めてまいります。

地域振興課です。第44回福崎秋まつりは、11月3日と4日の2日間、開催しました。1日目は、商工会を中心とした産業祭や元関取の舞の海秀平氏による文化講演会など。2日目は、公民館クラブ活動発表会や食育イベントなどを開催し、たくさんの人出でにぎわいました。

また、遠野市との友好交流事業として、遠野市産業まつり及び福崎秋まつりに、橋本町長、本田遠野市長が相互に訪問するほか、特産品等のPRと販売を行い、交流を深めました。

第4回全国妖怪造形コンテストは、台湾や香港のほか全国各地から、一般部門151点、ジュニア部門65点、合計216点の応募がありました。審査は、造形分野の専門家並びに町関係者など14名の審査員によって行い、入賞作品を決定します。なお、結果は、造形コンテストホームページにて公表してまいります。

住民生活課です。消防団非常呼集訓練を11月5日早朝に実施し、秋季全国火災予防運動に先駆け、町内防火パレードを実施しました。第28回自然歩道を歩こう大会を11月23日、西コースで実施し、寒空のもとでしたが、町内外から1,290人の参加がありました。12月1日から12月10日まで、年末の交通事故防止運動を展開し、各種のキャンペーンを実施しています。

当面の行事予定につきましては、12月26日から30日まで、消防団年末特別警戒を実施します。また、消防団出初式を来年1月7日に田原小学校で開催いたします。

健康福祉課です。10月27日の老人グラウンドゴルフ大会には、45チーム、270人の参加があり盛大に実施することができました。

福崎秋まつりでは、食育イベントを開催し、昨年同様ふるさと味自慢「ひみつのごちそう村」と、新たに「もちむぎ井レシピコンテスト」を実施しました。平野實希先生を講師にお招きし、出品品目のレポートをお願いいたしました。

11月18日と19日に、まちぐるみ健診未受診者を対象に、特定健康診査とがん検診を実施し、国保の特定健診は、人間ドックも合わせて1,232人が受診され、受診率は37%となりました。

農林振興課です。9月29日に西光寺の姫ヶ池、10月12日に板坂の口池で、ため池教室を開催し、田原小学校の3年生77人、高岡小学校の3年生、4年生

20人が参加しました。実際にため池の中に入って、泥だらけになりながら魚をとったりして、ため池の仕組みや生息する生き物について学習しました。

10月19日、神河町保健福祉センターにおいて神崎郡農業委員研修会が郡内農業委員約70名参加のもと開催されました。

12月2日、第15回銀の馬車道ため池ウォーキングが西光寺野土地改良区の主催で、JA兵庫西ライスセンターを会場に開催され、約160の方が桜池、西光寺野疎水、北浦谷新池、岩尾神社など各史跡をめぐる約8キロメートルのコースを歩きました。

まちづくり課です。福崎駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、交流広場及び交通広場、アクセス道路、観光交流センターなどの整備を進めるとともに、町道福崎駅田原線の用地取得並びに工事の進捗を図っています。

現在は、地権者の皆様のご協力により建物の移転を行っていただいております。用地取得のできた箇所から順次工事に着手しています。

また、辻川界限においても、道路整備等の業務を県土地開発公社に委託し業務進捗を図っています。

福崎町橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の定期点検実施や七種橋橋梁補修工事を、内水対策事業では、イマ谷池下流水路工事を進めています。

公園整備では市川河川公園水の広場の改修工事を進めています。

さらに、近畿運輸局と連携し公共交通網形成計画策定や福崎町土地利用計画に基づく特別指定区域の見直しを進めています。

上下水道課です。水道事業では、工業団地配水池の更新に係る詳細設計業務や福崎駅周辺整備事業に伴う配水管布設工事を進めています。

下水道事業汚水整備では、長目地区コミュニティプラントを公共下水道へ統合するための工事詳細設計業務を進めています。

上下水道事業審議会は、11月9日に第6回審議会を開催しました。今年度の諮問事項である3項目、①下水道使用料の適正な水準について、②農業集落排水と公共下水道の使用料の統一について、③公共下水道受益者負担金と農業集落排水新規加入金のあり方について、答申の方向性を議論いただきました。この方向性をもとに、今年度中に答申を取りまとめていただく予定です。

学校教育課です。給食共同調理センター業務委託についてですが、給食共同調理センター業務の一部である調理及び配送業務について、プレゼンテーションによる入札を行い、受託者を決定いたしました。平成30年度からの実施に向け調整を進め、給食サービスの質を堅持し、児童・生徒に安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

小中学校教育用コンピュータシステムについては、全6校の更新を3学期が始まるまでに実施します。

学校施設等長寿命化計画策定に向け、施設の老朽化状況の把握などの調査が完了しました。調査結果を踏まえ、長寿命化改良事業の実施に向け計画策定を進めてまいります。

社会教育課です。老人大学祭を11月11日、12日に文化センターで実施しました。各部の展示や記念式典、演奏会が行われました。

柳田國男・松岡家記念館では「福崎子どもふるさと展」を10月7日から、歴史民俗資料館では、35周年を記念して「れきみんのお宝35選」を10月14日から、それぞれ11月26日まで開催しました。

大庄屋三木家住宅では、特別展「三木家文書に見る市川の舟運と高瀬舟」を開催し、期間中、遠野から語り部をお招きし「遠野の昔がたり」として開催いたし

ました。

人権・青少年健全育成フェスティバルを、明日、エルデホールで開催いたします。

平成30年成人式を、来年1月8日にエルデホールで実施します。現在、成人式に向け、実行委員会で準備を進めています。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議長 次は、議案の上程及び議案の説明であります。

これより、報告第8号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）から、請願第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願までの19件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町長 皆様おはようございます。

第476回福崎町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中にもかわりませず、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

12月議会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本年も残すところ1カ月を切りました。この1年を振り返ってみますと、自然災害が多発した年であったといえます。

今年、日本には四つの台風が上陸し、全国各地で大きな被害が発生しました。

7月上旬の九州北部豪雨では、台風3号と梅雨前線により24時間雨量で1,000ミリを越すなど、甚大な被害をもたらしました。

その後も全国各地でゲリラ豪雨があり、降水量の記録更新が見受けられました。

本町におきましても、8月18日未明のゲリラ豪雨、9月17日から18日にかけての台風18号により、床下浸水、農林・土木の施設に被害が多く発生いたしました。

また、台風21号の接近が衆議院議員選挙と重なるなど、住民生活にさまざまな影響が及び、自然災害について考えさせられる1年となりました。

10月29日の総合防災訓練は、町単独の訓練としては18年ぶりの実施となり、大雨の中での訓練となりましたが、地元自治会の方や福崎小学校の児童にも参加いただき、行動確認や関係機関との連携を図ることができたのではないかと思います。

さて、私は、就任以来、四つの柱を定め、町政を進めてまいりました。

一つ目の柱は最重点項目として進めておりますJR福崎駅周辺整備です。

平成26年度から5年計画で社会資本整備総合交付金により事業を推進していますが、平成29年度予算ベースでの進捗率は約86%となり、用地取得率も96%に達し、駅前広場などの設計業務もまもなく完了いたします。

平成30年度は計画最終年度となることから、予算確保に向け、11月20日、21日及び27日から30日にかけて上京し、地元選出の山口衆議院議員、末松参議院議員を初め国土交通省、農林水産省、総務省及び財務省に要望してまいりました。

議員各位におかれましても、予算確保に向けご協力いただくようお願いいたします。

また、県におきましても、JR福崎駅周辺整備に歩調を合わせて、県道甘地福崎線、福崎高校前の湯口踏切から北側へ延長320メートルについて平成29年度に事業着手していただき、現在、調査設計を進めていると聞いています。

当該道路の整備が進められることで、市川町方面から福崎駅へのアクセス性が高まるだけでなく、沿道の土地利用が促進されるなどの波及効果も期待され、県

に対しては、引き続き着実な事業進捗を要望してまいります。

今年、JR福崎駅前駐車場を7月と11月にオープンすることができました。事業にご協力いただきました皆様方の移転も順調に進んでおり、日々、様相が変化していますが、来年度になると一気に工事が進み、新駅前として変貌することと期待しているところであります。

二つ目の柱は、子育て支援です。

10月に行われた、衆議院議員総選挙におきまして、安倍首相は消費税率10%の引き上げを予定どおり行い、その増収分の用途の一部を国の借金返済から変更し、幼児教育無償化に充てるとして大勝しました。

消費税の増税はいろいろと賛否はあるとは思いますが、子育て支援の施策は大方の国民が賛成された形になったようであります。

少子化対策として、国も子育て支援に力を注いできています。福崎町におきましても、今年度から、1歳から中学3年生までを対象にインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施しています。

年が明けますと、受験シーズンとなります。中学3年生の方はぜひこの制度を利用し、予防接種を受け、万全の態勢で希望校の受験に望んでいただきたいと思っております。

また、昨年4月から保護者の要望を受け学童保育の利用時間を1時間延長し、午後7時までとしたことから、利用者が増えています。

子育て世代包括支援センターにおきましては、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。産前サポート事業のマタニティ教室や妊婦訪問、産後サポート事業として赤ちゃんとのふれあい教室や母乳育児相談を実施し、ハイリスクの特定妊婦の早期発見や早期支援に努めています。今後も、子育て世代のニーズを把握し、町独自のタイムリーな施策を検討していく必要を感じています。

三つ目は、安全・安心のまちづくりであります。

今年、台風やゲリラ豪雨により、当町においても各所で被害を受けました。特に8月のゲリラ豪雨は、気象庁の予報もなく、早朝、短時間に落雷とともに発生した集中豪雨で誰もが予想しない中、各地域に被害が及び、対応の難しさを実感したところであります。

被災した箇所につきましては、できるだけ国庫補助金を活用した災害復旧事業で対応し、対象とならない箇所につきましては、復旧工事に町単独補助を補填して、被災者の負担軽減を図るよう努めてまいります。

自律（立）のまちづくり交付金事業では、多くの地域で防災訓練が行われていますが、日ごろからの訓練が非常に重要であることを啓発していく必要があると再認識をいたしているところであります。

このように頻繁に起こる集中豪雨や台風による浸水被害を防ぐため、川すそ雨水幹線や駅東雨水幹線の整備を推進しています。また、福田地区では、直谷第2雨水幹線の事業認可に向けた取り組みを進めているところであります。

県営事業としましても、桜上池のため池改修工事や東田原森本地区の治山ダム工事について進めていただいております。

また、災害時に避難所となる各小学校に、生活用水確保のための井戸設置工事にも着手しました。防犯関係では、昨年度から進めておりました町管理の防犯灯のLED化が完了し、自治会管理の防犯灯につきましても計画的にLED化を進めていただけるよう助成を行っているところであります。

福祉関係では、地域包括支援センターが、地域包括ケアシステム構築に向け、

昨年度から社会福祉協議会とともに各自治会を巡回し、地域支え合い会議を開催しています。

このシステムは、地域づくりであるとも言われ、自助・互助を中心に、共助・公助が適切な役割を果たすことで、今ある資源の活用やその地域に合ったサービスを創設することにより、認知症などの支援や介護を必要とする方を含めた誰もが安心して暮らせる地域をつくり上げるためのもので、今後ますます重要となってきます。

また、国民健康保険や介護保険など、社会保障制度は大きく変化する方向に向かっていきます。少しでも福崎町の歴史に合った制度となるよう、職員と一緒に取り組んでいるところであります。

四つ目の柱は地方創生であります。

現在、国の地方創生推進交付金を活用した観光振興関連事業に取り組んでいます。

既におなじみとなった妖怪をテーマとしたベンチを、過去の全国妖怪コンテストの受賞者に依頼し、福崎駅周辺から辻川界限の間の商店街に設置します。また、観光グッズの開発や販売所なども増やしてまいります。

それにより、町外からもJRを利用した観光客を増やし、辻川界限への流れをつくってまいります。

地元住民だけのJR福崎駅周辺整備に終わらず、多くの訪問客でにぎわう活気がある駅前が甦らないかと期待しているところであります。

地方創生拠点整備交付金では、春日ふれあい会館を特産もち麦の加工所として、生産・加工・販売までの6次産業化を目指すための環境整備を進めています。

営農組合などの生産者が、もち麦を使った新たな商品を誕生させる場としてご活用いただけることを願っています。

5年目を迎えた自律（立）のまちづくり交付金事業では、各種団体や多くの皆様の参画を得て、計画策定・事業実施が進められるようになってきました。

町からお願いした人口減少問題につきましても意見交換に取り組まれる自治会も増え、各自治会においても問題意識を持ってもらえるようになったと感じているところです。

地域の活性化は、地域が元気でないと進みません。この事業を通して、子どもから高齢者まで多くの方が、生まれ育った地域で生涯を通して楽しく生活できるよう、みんなが地域づくりに関心をもって参加いただくことを願っています。

さて、私が就任して早2年が過ぎようとしています。その間におきましても、行政を取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化や地方創生などにも新たな分野の課題も生まれているところであります。

公営企業では、下水道事業の法適用後2年が経過しようとしています。さらに効率的な企業運営に取り組んでいく必要があります。

また、JR福崎駅周辺整備事業につきましても、工事の進捗とともに放置自転車の問題が地域の環境を悪化させているところであります。

このような、諸問題に対応するために今議会で報告1件、議案17件の計18件を提案させていただいています。

報告第8号、議会の委任による専決処分の報告については、7月19日に発生した物損事故の示談が成立いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

議案第66号、専決処分の承認を求めることについては、9月28日の衆議院の解散を受け、第48回衆議院議員総選挙に係る一般会計補正予算（第2号）を

専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第67号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認については、現組合議員のうち、八千種選挙区に欠員が生じたため、新しく当選挙区から推薦された西井和俊氏を組合議員に就任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第68号、教育委員会委員の任命につきましては、現委員の桑谷祐顕氏が平成29年12月24日をもって任期満了のため、さらに同氏を指名することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第69号、中播農業共済事務組合規約の一部変更につきましては、農業災害補償法の改正により、法律の題名が、農業保険法に変更されるとともに、新たに市町が行う事務として、農業経営収入保険事業が追加されることから、本規約を変更するもので、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第70号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院規則の改正等により、非常勤職員の育児休業期間について、特別の事情がある場合は例外的に2歳に達するまで休業できるようにする等の改正で公布の日から施行するものであります。

議案第71号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、経費削減による、もちむぎのやかたの安定運営を目指すため、土、日及び祝日の利用時間を午後5時までにする改正で、平成30年1月1日から施行するものであります。

議案第72号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことに伴い、重度障害者の所得判定において、ふるさと納税ワンストップ特例制度による個人住民税の控除適用前の額で算定するための改正で、公布の日から施行するものであります。

議案第73号、福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、農林業体験学習館の和室の改修や加工室の設置等による使用料等の改正で、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第74号、福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定については、JR福崎駅周辺整備事業により、駅周辺の放置自転車が地域の環境悪化を招いていることに対応するため、公共の場所における放置自転車を防止する条例を新たに制定し、平成30年2月1日から施行するものであります。

議案第75号、福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定については、公営企業の合理的、能率的運営に対応するため、専任の管理者を置き、機動的に活動させ、あわせて、首長は新たな行政需要を含めた一般行政分野に集中できる体制を整えてまいります。管理者を設置することに伴い改正が必要となる14条例を一括して整備し、平成30年4月1日から施行するものであります。

議案第76号、平成29年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第82号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、補正予算で特に一般会計では、農地農業施設災害復旧工事や公共土木施設災害復旧工事と職員の人事異動等に伴う人件費及び高岡小学校プール改修工事の債務負担行為の補正が主なものとなっています。

詳細な説明は、副町長、公営企業参事ほか担当課長が行いますのでご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま、町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。  
これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）

議 長 日程第4、報告第8号、議会の委任による専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

社会教育課長 報告第8号、議会の委任による専決処分の報告について、説明申し上げます。

この件は、物損事故における損害賠償の額を定め、和解することについて、平成29年10月10日に専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものです。

報告第8号資料に事故発生場所位置図、事故発生状況略図をお示ししておりますので、ご参照ください。

事故の発生は、平成29年7月19日、午後1時50分ごろです。事故の発生場所は、福崎町福田597番地、福崎西中学校敷地内駐車場で、相手方は福崎町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇さんです。

事故の概要は、福崎町教育委員会社会教育課職員が同校に訪問し、駐車場で町公用車を後進させる際に、ハンドルを切り過ぎ、隣に停車していた相手方の乗用車の左後方と、町公用車の右後方が接触したものです。

損害賠償額は破損した車の修理に要する費用13万7,880円です。

以上、報告第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第5 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第2号））

議 長 次、日程第5、議案第66号専決処分の承認を求めることについて（平成29年度福崎町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第66号について、ご説明申し上げます。

今回の専決につきましては、町長が提案説明で申し上げたとおりであり、9月28日、衆議院の解散により、公職選挙法に基づき、10月10日公示、10月22日投票日の日程に対し、選挙事務の準備等が必要なことから、やむを得ず専決をさせていただいたものであります。

専決内容につきましては、次のページの専決処分書によるもので、10月3日付で平成29年度福崎町一般会計補正予算（第2号）を定めるものであります。

補正内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を87億8,380万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、専決処分に至った経緯をご理解いただきますとともに、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6 議案第67号 市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について

日程第7 議案第68号 教育委員会委員の任命について

議 長 次、日程第6、議案第67号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、及び、日程第7、議案第68号、教育委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

両議案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第67号、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合議員の承認について、ご説明いたします。

市川町外三ヶ市町共有財産事務組合は、関係市町の共有する土地の維持管理に関する事務を共同処理するため、昭和2年2月に設置され、市川町のほか、福崎町、姫路市、加西市で構成しています。組合議員の議員の定数が50人です。11月1日付で本組合管理者から、八千種選挙区5名中1名に欠員が生じたため、後任の組合議員の選出をするよう依頼がありました。八千種地区に推薦を依頼した結果、住所、福崎町八千種2717番地、氏名、西井和俊、生年月日、昭和23年5月2日が推薦されたので、議会の同意を求めるものでございます。議案第67号資料には、この組合の概要について添付をしておりますのでご参照ください。西井氏は識見を備えた適任者でありますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議案第68号、教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を得て行います。

教育委員会は教育長と4名の教育委員で組織されており、教育に関する事務の管理、執行を行います。委員の任期は4年です。

現教育委員の桑谷祐顕氏が、平成29年12月24日で任期満了となり、再任をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。

それでは、桑谷氏の経歴を紹介させていただきます。お手元の経歴書をごらんください。

住所は、福崎町高岡1912番地、昭和38年3月7日生まれで54歳でございます。最終学歴は平成5年3月に大正大学大学院博士課程文学研究科天台学専攻を満期修了されています。職歴は、天台宗應聖寺住職を務められるとともに、叡山学院学監兼教授として、僧侶や教育者の育成のために重責を担って教鞭をとっておられます。また、伝統文化にも造詣が深く、福崎町文化財審議会委員として提言や助言をいただいているところであります。

桑谷氏は、教育現場の実践や法を説く経験を生かした幅広い見識と、保護者としての視点で福崎町教育の充実発展に積極的に取り組んでいただいているところであります。

審議の参考にしていただくために、議案第68号資料に桑谷祐顕氏の教育委員としての抱負をお示ししていますので、ご参照していただき、ご賛同いただきますよう、よろしく願いいたします。

日程第8 議案第69号 中播農業共済事務組合同規約の一部変更について

議 長 次、日程第8、議案第69号、中播農業共済事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第69号、中播農業共済事務組合同規約の一部変更について、説明させていただきます。

現在、神河町、市川町、福崎町、姫路市で構成します中播農業共済事務組合は、農業災害補償法に基づく農業共済事業に関する事務をとり行っているところであり、

今回、農業災害補償法の一部を改正する法律、平成29年法律第74号が平成29年6月16日に成立しまして、平成30年4月1日に施行されることとなりました。改正内容は、法律の題名が農業災害補償法から、農業保険法に変更されるとともに、新たに市町が行う事務として、農業経営収入保険事業が追加されることとなりました。この法律改正に伴い、中播農業共済事務組合同規約の一部を変更するものであります。

議案第69号資料の新旧対照表をご参照ください。地方自治法第286条第1項の規定によりまして、平成30年4月1日付で、中播農業共済事務組合同規約を変更することについて協議し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

日程第9 議案第70号 福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第9、議案第70号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第70号、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第70号資料4ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援について、各種施策が展開される中で、育児により離職・転職をやむなくする社会のシステムを改善するため、仕事と家庭の両立支援対策として、各種の法整備が進められています。今回、地方公務員の育児休業等に関する法律、人事院規則等の改正により、福崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、改正するものでございます。

今回の改正は、子育て等をしながら、安心して働くことができるよう、育児休業等の取得についての要件をより緩和するものでございます。

1点目は、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には、例外的にその対象となる子が2歳に達するまで、育児休業を取得することができるようにするものです。

2点目は、育児休業の再度の取得や延長において、また、育児短時間勤務することができる特別の事情に、保育所等における保育の利用について申し込みを行っているが入所できない場合を追加しようとするものでございます。

資料2ページの新旧対照表をお願いいたします。

法律では、非常勤職員の育児休業の取得できる期間は条例で定めるとしており、先ほど説明いたしました今回の改正で、保育所に利用申し込みをしているが入所できない特別の事情がある場合は、2歳に達するまで取得できるようになりました。この2条の4はその特別の事情とその場合に育児休業が延長できる条件をう

たっております。

1 ページに戻っていただき、法律では育児休業できない職員は条例で定めるとあり、第2条でその職員をうたっています。その中で、非常勤職員は復職後に任期がまだ残っている職員は、育児休業を取得できますが、復職後既に任期が満了している職員は取得できませんとしています。条例第2条の4で、特別の事情があり、2歳に育児休業が延長できる場合も追加されましたので、それに合わせて改正するものでございます。条例第2条の3の改正は、第2条の4が追加されたため、条文の整備となっております。

資料3ページの条例第3条の改正は、育児休業を取得したことがあったものが、再度育児休業ができる場合、第4条は育児休業を延長する場合、第10条は短時間勤務を再度取得する場合、それぞれにおいても先ほど説明いたしました2点目の保育所に利用申し込みを行っているが入所できない場合を追加しようとするものでございます。この条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第70号の説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第10 議案第71号 福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第10、議案第71号、福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 議案第71号について、ご説明申し上げます。

福崎町もちむぎのやかたの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、もちむぎのやかたの利用時間を改正しようとするものです。

議案第71号説明資料をごらんください。

もちむぎのやかたの利用時間につきましては、現条例では午前9時から午後5時、土曜日、日曜日、祝日は午後7時までとしています。10月の民生活まちづくり常任委員会に報告した上で、第2条第2項の規定を適用し、11月から土曜日、日曜日、祝日につきましても、午前9時から午後5時までの営業としています。

これによりまして、従業員の規定時間外勤務を削減し、処遇改善を図るとともに、経費の節減にも取り組むこととして、条例改正しようとするものです。

なお、改正後の施行日は平成30年1月1日からとしています。

以上、議案第71号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いいたします。

議 長 説明の途中でございますけれども、休憩をとりたいと思います。

再開につきましては、10時45分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

◇

議 長 それでは、再開いたします。

日程第11 議案第72号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長 次、日程第 1 1、議案第 7 2 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第 7 2 号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第 7 2 号資料 1 ページをごらんください。

今回の改正は、福祉医療費助成事業のうち、重度障害者医療の所得制限は、兵庫県福祉医療費助成事業の所得制限を適用しています。兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱が改正されたことから、福崎町においても同様の改正をお願いするものでございます。

内容は、地方税法の改正により、ふるさと納税ワンストップ特例制度において、個人住民税の申告特例控除が新たに設けられましたが、重度障害者の所得判定を行うに当たっては、控除適用前の額で算定するというものでございます。

資料 2 ページには、新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

附則として、この改正は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第 1 2 議案第 7 3 号 福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 1 2、議案第 7 3 号、福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 議案第 7 3 号、福崎町農林業体験学習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

現在、福崎町八千種にある福崎町農林業体験学習館、春日ふれあい会館は、住民と都市生活者に自然と農林業に親しむ機会を与え、農林業生活活動の体験を通じ、豊かな創造力と行動力のある人材育成の場として活用されております。

議案第 7 3 号資料 2 ページをごらんください。

春日ふれあい会館の改修計画図をお示ししております。地方創生拠点整備事業によりまして、施設のバリアフリー化、トイレの洋式化、空調設備の更新に加え、調理室のドライ化、和室の洋室化、入浴施設の撤去、加工室の設置等の改修がなされているところであります。

資料 1 ページをお開きください。

新旧対照表をお示ししております。このたび改修します和室 1 室 1 2 畳を洋室 1 室に変更し、研修室洋室 1 室の 1 時間当たりの使用料は、実際例がないので風呂の使用料と合わせて削除します。加えて、加工室のもち麦精麦機ともち麦製粉機の使用料を、30キログラム当たり 1,000円とし、もち麦製粉機でもち麦精麦機の前処理を含む場合は、使用料を 30キログラム当たり 1,250円に定めるものであります。

また、備考 3 に「加工室の機械使用料に関する数量は、原麦の持ち込み量とする」、備考 4 に「原麦から製粉する場合は、もち麦精麦機による前処理が必要となる」を追加するものであります。

なお、本条例は平成 30 年 4 月 1 日施行としまして、3 月 31 日までは周知及

び体験期間とさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜り、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

### 日程第13 議案第74号 福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定について

議 長 次、日程第13、議案第74号、福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 議案第74号、福崎町自転車の放置防止に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

町長の所信表明にもございましたが、今回の条例制定の目的といたしまして、福崎駅周辺整備事業の進捗に伴い、県道田口福田線と町道駅南幹線との交差点付近の歩道を中心としまして、放置自転車が散見され、歩行者の通行の妨げや景観上の問題となっております。このため、公共の場所における自転車の放置を防止するために必要な事項を定め、良好な生活環境を維持することを目的としております。

それでは、条例案に沿いまして、説明をいたします。議案の条例案をごらんください。

第1条は、冒頭申し上げました目的となります。

第2条では、用語の定義を定めております。1号で、この条例における自転車には、原動機付自転車を含みます。

第3条から第6条は、町長、自転車利用者等、鉄道事業者、施設設置者の責務をそれぞれ規定しております。

第7条は、放置禁止区域の指定です。資料の4ページに放置禁止区域の案をお示ししております。通常は道路や駅前広場など、線で区域を限定しまして指定するケースが多いのですが、本町の場合は、駅周辺整備に合わせまして、仮設道路を順次切りかえて整備していくことや、放置自転車を撤去しますと、また別のところに放置されるおそれもございますので、広く面として区域を設定することを考えております。区域の指定は、区域を告示すること及び該当する放置禁止区域に標識を設置することにより指定いたします。

第8条は、放置禁止区域の指定の変更と解除について、告示によりできることを規定しております。

第9条は、放置禁止区域内において、撤去の方法を定めております。警告札などをはりつけるなど、警告後おおむね1時間を経過してもなお自転車が放置されているときは撤去できることを規定しております。

また、同条第5項で、放置禁止区域以外の公共の場所でも、良好な生活環境が阻害されていると認められるなど、特に必要がある場合は、警告後7日を経過すると撤去できることを規定しております。

第10条は、自転車を保管した場合は、その旨の告示を行うこと、1カ月経過後に引き取りがない場合は処分できることを規定しております。処分をする場合も、その旨を告示いたします。

第11条は、費用の徴収として、自転車の場合、1台につき2,000円の撤去費用を徴収いたします。

第12条は、規則委任の規定となります。

附則としまして、この条例は周知期間を約1カ月間置きまして、平成30年2

月 1 日から施行いたします。

議案第 7 4 号説明資料 1 ページをごらんください。

放置自転車撤去の手続の流れの概要を、禁止区域内と禁止区域外に分け、お示ししております。また、規則案を資料 2 ページから 3 ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上、議案第 7 4 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

日程第 1 4 議案第 7 5 号 福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定について

議 長 日程第 1 4、議案第 7 5 号、福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第 7 5 号、福崎町上下水道事業管理者の設置等のための関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

この整備条例は、公営企業で下水道事業の法適用後 2 年が経過しようとしており、さらに効率的な企業運営に取り組んでいくため、また、町長に集中した権限を分散し、新たな行政需要を含めた一般行政分野に集中できる体制を整えるため、平成 3 0 年 4 月 1 日から公営企業に専任の管理者を置き、関連する 1 4 条例を改正するものでございます。

議案に条例案をお示ししていますが、説明は資料により行いますので、議案第 7 5 号資料をごらんください。新旧対照表でございます。

第 1 条は福崎町水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。地方公営企業法では、条例で定めるところにより、管理者を置かないことができるとなっており、当町では現在管理者を置かずに町長が管理者の権限を担っています。今回新たに管理者を置き、公営企業の各種施策の迅速な対応と町長に集中した権限を分散することにより、町重要施策の執行体制を確立します。

まず、条例第 3 条第 1 項で、上下水道事業に管理者を置かないとしている規定を、上下水道事業を通じて管理者 1 人を置き、その名称は上下水道事業管理者とすると改めます。

また、第 2 項は、上下水道事業の管理者の権限を行う町長に属する事務を、管理者に属する事務に改めます。

第 2 条は、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正です。

第 1 条、特別職に属する常勤の職員に、第 4 号として、上下水道事業管理者を追加するとともに、第 3 条では、第 4 号として、上下水道事業管理者の給料月額を追加いたします。

2 ページをごらんください。

第 3 条は、福崎町特別職報酬等審議会条例の一部改正でございます。この条例は、特別職の適正な報酬額を図ることを目的に、町長の諮問組織として設置されていますが、その諮問する特別職の給料に、今回設置します管理者を加えるもので、条例第 2 条、所掌事項に上下水道事業管理者を追加します。

第 4 条からは、管理者設置に伴う条文整備が主な改正となっています。

第 4 条は、福崎町分担金徴収条例の一部改正です。条例第 4 条中、水道事業、

工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長を、上下水道事業管理者に改めます。

第5条は、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例の一部改正です。条例第5条の2、読替規定で、「水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」を「上下水道事業管理者」に改めます。

3ページをお開きください。

第6条は、福崎町上下水道事業事業審議会条例の一部改正です。上下水道事業審議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づいて設置する執行機関である、町長の附属機関であることから、「上下水道事業管理者の権限を行う町長」を、「町長」に改めるものでございます。

第7条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

4ページ、第8条は、福崎町水道事業給水条例の一部改正。

第9条は、福崎町工業用水道事業給水条例の一部改正。

5ページ、第10条は、福崎町下水道条例の一部改正。

第11条は、福崎町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正。

6ページ、第12条は、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部改正。

第13条は、福崎町下水道事業基金条例の一部改正。

第14条は、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正となりますが、これらにつきましては、管理者の名称を上下水道事業管理者とすることにより、条文中の「水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」また「下水道事業の管理者の権限を行う町長」を、「上下水道事業管理者」に改めるものでございます。

以上、議案第75号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 日程第15 議案第76号 平成29年度福崎町一般会計補正予算（第3号）について

議 長 日程第15、議案第76号、平成29年度福崎町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第76号について、ご説明申し上げます。

平成29年度一般会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億760万円を追加し、補正後の予算総額を88億9,140万円とするものであります。

主な補正内容は、人事異動等による人件費の増減、私立認定こども園給付費負担金、豪雨・台風により被災した施設の災害復旧費に係る歳入歳出の増額などでございます。

まず、全般に係る人件費の補正内容につきましては、4月1日以降の職員の人事異動、退職等による各目間における増減と、県共済組合負担金の掛け率の増、こういったものを精算して計上しております。

一般会計予算に係る特別職3名及び水道及び下水道事業等を除く職員234名に係る人件費の補正額は、一般会計職員で208万8,000円の増額、特別会計に対する繰出金で9万9,000円の増、合計で218万7,000円の増額となります。特別職3名は、県共済負担金16万5,000円の増額のみであります。職員の208万8,000円の増額の主な項目別内訳は、職員の

退職の影響により、給料が970万円の減、期末勤勉手当が395万3,000円の減、県退職手当組合負担金が485万7,000円の増、負担金率の増加により、県共済負担金が565万7,000円の増などです。

議案第76号説明資料の1ページに、全会計の給与費明細書をおつけしておりますので、ご参照ください。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上、議案第76号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

- 日程第16 議案第77号 平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第78号 平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第18 議案第79号 平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

議長 日程第16、議案第77号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてから、日程第18、議案第79号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第77号から79号までについて、ご説明いたします。

議案第77号、平成29年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ80万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ23億4,280万円とするものです。補正の内容は、社会保障税番号制度の総合運用テスト整備に係る委託料の増と、職員手当及び共済組合負担金の増などで、歳出では総務費、歳入では繰入金をそれぞれ80万円増額するものでございます。

議案、7ページから9ページまでは、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

続きまして、議案第78号、平成29年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ2億4,550万円とするものです。補正の内容は、職員共済組合の負担金の増で、歳出では総務費の一般管理費と、歳入では事務費繰入金をそれぞれ10万円増額するものです。

議案、5ページから7ページまでは、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

続きまして、議案第79号、平成29年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ240万円

を追減額し、補正後の予算額をそれぞれ17億3,660万円とするものです。補正の内容は、職員人件費の減や電算システム改修委託料の減などを補正するものです。

詳細につきましては、事項別明細書で、ご説明いたします。

(以下、事項別明細書朗読説明につき省略)

以上で説明を終わります。3議案ともご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 日程第19 議案第80号 平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について  
日程第20 議案第81号 平成29年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について  
日程第21 議案第82号 平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について

議 長 日程第19、議案第80号、平成29年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)についてから、日程第21、議案第82号、平成29年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの計3件を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業参事 まず、議案第80号について、ご説明申し上げます。議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員に係る法定福利費の改正等に伴い、人件費を補正するもので、第2条は予算第3条に定めた収益的収入及び支出において収入は補正せず、支出において営業費用で44万2,000円を追加し、4億2,764万2,000円とするものです。

また、第3条は予算第7条に定めた職員給与費に44万2,000円を追加し、5,129万円とするものです。

次のページからの補正予算に関する説明書の水補1ページには実施計画を添付しておりますが、内容の説明につきましては、議案第80号資料をごらんください。

営業費用で原水及び浄水費は16万8,000円を追加、配水及び給水費は21万6,000円を追加、総係費は5万8,000円を追加いたします。

内訳につきましては、備考欄にそれぞれ記載しておりますが、地方公務員共済組合負担金及び共済費引当金繰入額、期末勤勉手当及び手当に係る引当金繰入額となっております。

その他の説明資料としましては、水補2ページに予定キャッシュフロー計算書、3ページ、4ページには給与費明細書、5ページから7ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第80号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第81号について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、職員に係る法定福利費の改定に伴い、人件費を補正するもので、第2条は予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、収入は補正せず、支出において4万4,000円を追加し、4,704万4,000円とするものです。

また、第3条は職員給与費に4万4,000円を追加し、972万8,000円とするものです。

次のページからの補正予算に関する説明書の工水補1ページには実施計画を添

付しておりますが、説明につきましては、議案第81号資料をごらんください。

営業費用の送水及び配水費に共済費引当金繰入額1,000円及び地方共済組合負担金4万3,000円、合わせて4万4,000円を追加するものでございます。

その他の説明資料としましては、工水補2ページには予定キャッシュフロー計算書、3ページ、4ページには給与費明細書、5ページから7ページには予定貸借対照表をお示しをしておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第81号の説明とさせていただきます。

最後に、議案第82号について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正内容は、職員の人事異動等による人件費の増減並びに債務負担行為を追加計上するものです。補正予算の第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出で、収入は補正せず、支出において223万3,000円を追加し、10億6,783万3,000円に、第3条では、予算第4条の本文括弧書き中で規定しました資本的収入及び資本的収入が資本的支出額に対して不足する額及びその補填額について、不足する額3億1,747万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額752万8,000円及び当年度分損益勘定留保資金3億0,994万5,000円に改めるとともに、資本的収入及び支出の支出において、57万3,000円を追加して、7億1,807万3,000円とするものです。

第4条は、予算第8条に定めた職員給与費を280万6,000円追加し、4,934万5,000円とするものです。

第5条は、債務負担行為を新たに設定するもので、内容は福崎浄化センター産業廃棄物収集運搬業務であります。福崎浄化センターで発生する汚泥は場内で脱水し、場外の処理施設に搬出をしておりますが、運搬業務は単年度で契約を行っております。近年、下水道接続率も向上し、汚泥発生量の増加も緩やかになってきたことから、安定した業務の遂行と事務の効率化を図るために、今後は数年契約で業務を委託することとし、平成30年度から32年度の3年間、限度額1,870万円を債務負担行為として計上しております。

それでは、補正内容について、ご説明申し上げます。

予算に関する説明書、下水補1ページ、2ページに実施計画書を添付しておりますが、説明につきましては、議案第82号資料をごらんください。

まず、資料の1ページですが、収益的収入及び支出の支出になります。目節ごとの補正額を記載しておりますして、左から5列目が補正予定額であります。K欄より右はセグメントごとの内容となっております。

目の処理場費は手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で6万600円を減額、総係費は給料手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で229万9,000円を追加いたします。

次に、資料2ページをごらんください。資本的収入及び支出の支出になります。目、管路整備費は給料手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で66万8,000円を追加、管路整備費（雨水）は、手当、賞与等引当金繰入額、法定福利費で9万5,000円を減額いたします。

補正額の内訳につきましては、それぞれ備考欄に記載しておりますので、ご参照ください。

その他の説明資料としまして、下水補3ページには予定キャッシュフロー計算書、4ページ、5ページには給与費明細書、6ページには債務負担行為に関する

る調書、7ページから9ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、あわせてご参照ください。

以上、議案第82号の説明とさせていただきます。

3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 日程第22 請願第4号 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書

議長 日程第22、請願第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を紹介議員に求めます。

石野光市議員 請願第4号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める請願書について、ご説明いたします。

まず、請願者は、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟兵庫県本部、請願趣旨については、朗読させていただきます。

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を支持し、政府に対し意見書の提出をお願いいたします。

治安維持法が1925年、大正14年に制定されてから、今年で92年になります。この治安維持法は、国民主権を唱え、戦争に反対し、平和を求めて戦った政党、団体や個人をも根絶する狙いで制定された希代の悪法でした。治安維持法が制定された1925年から、廃止された1945年までの20年間に労農政党、労働組合、農民組合、宗教団体等を初め、平和主義者、知識人、文化人など数十万人に上る人々が逮捕され、送検された人は6万8,274人（起訴6,550人）、警察署で虐殺された人93人、刑務所、拘置所で虐待、暴行、発病などによる獄死者は188人になりました。兵庫県の弾圧犠牲者も五百数十人に上ります。その多くは正義感にあふれる若者たちで、その人生を狂わされ、その家族まで差別を受けてきました。

私たち、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、日本国憲法第17条の規定にのっとり、国が新たに治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、治安維持法犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう政府に要望するとともに、国会請願を続けていますが、地方議会にも意見書採択を求めています。全国には、2017年11月1日現在、404市町村議会で意見書を採択あるいは趣旨採択を行っています。兵庫県では、尼崎市議会、旧青垣町議会で意見書が採択されています。

以上の趣旨に基づいて、貴議会が政府に対する私たちの要請に対してご理解をいただき、下記の事項を決議し、地方自治法第99条2項の規定により、政府に対して意見書を提出してくださるよう、請願いたします。

請願事項、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定すること。

ちなみに、憲法第17条は、公務員の不法行為による損害賠償の規定で、何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体にその賠償を求めることができるというものです。

国家賠償については、国家賠償法という法律に規定されております。その第1条は、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる。2項は略しますが、ここでいう公権力の行使は、行政機関だけにとどまらず、立法作用や司法作用にも及び、不作為にも及ぶ

というものであります。

議員諸兄の慎重なるご審議とご賛同をよろしくお願いいたしまして、説明いたします。

議 長 以上で、本定例会 1 日目の日程は終わりました。

次の定例会 2 日目は 12 月 12 日午前 9 時 30 分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

散会 午前 11 時 44 分